

労働安全衛生法において、危険・有害作業に従事する者は指定の技能講習・特別教育を受講しなければならないと規定されております。弊協会では、技能講習・養成講習・特別教育・安全衛生教育を実施しております。対象業務・対象者を一覧表にしましたので参考にしてください。

### 受講対象業務・受講対象者一覧表

講習の種別	講習名	受講対象となる業務・対象者
技能講習	玉掛け技能講習	つり上げ荷重1トン以上のクレーン等による玉掛け作業の従事者
	ガス溶接技能講習	可燃性ガス及び酸素を用いて金属の溶断又は加熱作業、溶接作業の従事者
	床上操作式クレーン技能講習	つり上げ荷重5トン以上の床上操作式クレーンの運転作業の従事者
養成講習	安全衛生推進者講習	常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場（工業的業種及び重量物を取扱う商業）の安全衛生業務の担当者。行政のガイドラインでは、非工業的業種も対象として勧めている。
特別教育	研削といし特別教育	グラインダの研削といしの取り換え作業、試運転作業の従事者
	動力プレス特別教育	動力プレスの金型の取付け、取外し、調整作業の従事者
	クレーン運転特別教育（5t未満）	つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転作業の従事者
	アーク溶接特別教育	アーク溶接作業の従事者
	低圧電気取扱特別教育	区画された場所（変電室・配電盤室等）に設置された低圧（①直流750V以下 ②交流600V以下）の回路の内、充電部分が露出している開閉器を操作する作業の従事者
	粉じん作業特別教育	特に有害性の高い粉じん作業の従事者
	酸欠・硫化水素等特別教育	酸欠欠乏になる可能性がある作業、硫化水素が発生する可能性がある作業の従事者
	シャー特別教育	シャーの刃の取付け、取外し、調整作業の従事者
	フルハーネス型墜落防止用器具使用特別教育	作業床を設けることが困難な高さ2m以上の箇所、フルハーネス型の墜落制止用器具を使用する作業従事者
安全衛生教育	Aコース 職長等監督者安衛教育	直接職場の指揮命令を行う監督者（職長という名称に関係なく職場のリーダーであれば監督者に該当します。）が対象となります。対象業種は製造業です。
	Bコース 職長・安衛責任者教育	対象者は、Aコースと同様となります。対象業種は、建設業・造船業です。
	職長等監督者（Aコース）能力向上教育（製造業向け）	職長等監督者講習（Aコース）の修了証を取得してから概ね5年を経過した方（行政は受講を推奨）
	職長・安責任者（Bコース）能力向上教育（建設業向け）	職長・安責者講習（Bコース）の修了証を取得してから概ね5年を経過した方（行政は受講を推奨）
	新入者安全衛生教育	新入社員（新卒）及び、採用時に安全衛生教育を受けていない社員
	新入者安全衛生教育（フォロー研修）	新入者安全衛生教育を受講し、6か月を経過した方
	危険予知訓練研修会	危険予知活動を取り入れている企業の担当者、及び活動が停滞していると感じている企業の担当者
	安全管理者選任時研修	50人以上の工業的業種、及び重量物を取扱う商業において、安全管理者の選任候補者、及び安全管理の知識を習得したいと考えている担当者。なお、安全管理者選任届は、本講習修了証の添付が必須となります。
化学物質管理者選任時研修	化学物質（リスクアセスメントを行っている化学物質）を取り扱っているすべての事業所（業種・従業員数に関係なく）で、化学物質の管理を行う従事者	